

令和4年度「法の日」週間記念行事

「～高校生の私が裁判員になったら～」実施報告

11月25日
三庁合同開催



岐阜地方裁判所、岐阜地方検察庁及び岐阜県弁護士会は「法の日」週間記念行事として、11月25日（金）に、岐阜県内の高校生及び教員を対象としたオンライン企画「高校生の私が裁判員になったら」を実施しました。

裁判員の対象年齢が18歳以上に引き下げられたことから、裁判員となる可能性のある高校生及び法教育に携わる教員の方々に裁判員制度（裁判）への理解を深めていただくことを目的として開催しました。県内5校の高校生及び教員の方々に参加していただきました。



上田裁判官

上田裁判官から裁判員制度（裁判）に関する詳しい説明が行われました。



清水検察官

清水検察官と神谷弁護士からそれぞれの立場における裁判員制度（裁判）への関わり方について説明がありました。



神谷弁護士

最後に参加者と法曹三者との間で質疑応答等を行いました。その一部を御紹介します。



【質問】

- 1 裁判員の対象年齢が18歳以上に引き下げられたのはなぜですか。
- 2 補充裁判員は評議に参加して意見を言えるのですか。
- 3 陪審員制度と裁判員制度がありますが、なぜ裁判員制度を採用したのですか。
- 4 裁判員制度について、生徒に対して伝えたほうがよいことはありますか。

【感想】

- 1 裁判員制度に関する知識を得られてよかった。
- 2 法曹関係者の皆さんが分かりやすい裁判員裁判のために努力していることが分かりました。裁判員に選ばれたらぜひ参加したいと思います。
- 3 裁判員に選ばれたら証拠をしっかりと見て、自分で考え、よい判断、責任ある判断をしたい。

参加者の皆さん、御参加いただき、ありがとうございました。

